

行政説明

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係長
(併)環境教育推進係長

松尾 雄樹

今ご紹介にあずかりました、文部科学省の松尾と申します。よろしくお願いいたします。文部科学省と消費者庁が連携して、消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者教育に関する基本的な方針を策定しており、消費者教育を推進しているところです。平成30年3月20日に改正されました本方針に基づきまして、当面の重要事項の一つとして、若年者への消費者教育を位置づけたところです。



文部科学省においては学習指導要領に基づいて、学校教育を推進しているところで、平成29年および30年に公示された学習指導要領の趣旨の周知徹底を図っているところであります。また、これまでも消費者教育については、内容として盛り込んでおり、小学校、中学校及び高校の社会科学や公民科、家庭科を中心に各教科において内容を更に充実しているところです。

本フェスタは、学校や地域において消費者団体等を始め、様々な主体の連携協働による消費者教育を推進するため開催しているところです。また、消費者教育を推進して行く上で、アドバイザーボード設けておりまして、例えば、小中学校、高校等で授業の中で消費者教育をどのように取り入れ指導していけばよいのか、こういったところに関して、文部科学省として消費者教育アドバイザーを派遣する制度を設けておりまして、これらの取組みを支援しているところです。概算要求におきましては、先ほど紹介しました消費者教育アドバイザーの派遣でありますとか、また本フェスタの実施等に基づき、概算要求を実施しているところでございまして、また、新たに各地域において参考となる効果的、実践的な消費者教育に必要な経費を要求しておりまして、予算案は本日決定となる予定です。本日ご参加の皆様におかれましては、この後ある事例紹介など、また、この消費者教育アドバイザーなどを活用して頂きまして、各地域や学校での消費者教育の充実にご協力いただきますようお願いいたします。以上をもちまして文部科学省の行政説明を終わります。ご静聴ありがとうございます。